

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

工事請負契約書及び履行保証等の当面の取り扱いについて

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、直轄工事の工事請負契約書のうち、違約金にかかる条項に、破産法等に基づく解除（受注者に代わる破産管財人などが契約を解除した場合）により、受注者がその債務の履行を拒否し、又は、受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合の取り扱いを追加した旨、国土交通省土地・建設産業局建設業課長から別添のとおり通知がまいっております。

なお、今回の取り扱いにより、受注者側からの契約解除でも違約金を発注者に支払わなければならないこととなりますことと、今後、他の公共発注機関でも同様の取り扱いなされることが見込まれておりますことを申し添えます。